

媒介者としての弁護士

木 下 麻 奈 子

もくじ

- 1 調査の目的
- 2 モデル
- 3 質問紙の内容
- 4 調査対象・方法
- 5 分析結果
 - (1) 申立人の法意識
 - (2) 仲裁結果の成否による差異
 - (i) 訴訟志向の強さ
 - (ii) 当事者の葛藤
 - (3) 弁護士と当事者のコミュニケーション
- 6 考察

1 調査の目的

本研究の目的は、紛争処理における当事者間の合意形成のメカニズムを、心理学の観点から明らかにすることである。特に焦点を当てるのは、当事者が仲裁案の是非を判断する過程に、弁護士がどのように関与しているかという点である。

近年、紛争処理の分野では合意に関する研究成果は著しい[棚瀬, 1996]。それらの研究では、合意は一義的に紛争当事者間の問題であるとし、当事者の交渉を媒介する弁護士の役割に焦点を当てることは少ない。とりわけ⁽¹⁾心理学の研究においては、認知心理学の影響の下に、紛争処理に関する問

題を当事者個人の認知に還元する研究が大勢を占めている。たとえば、実際に紛争を経験した人が紛争処理過程をどのように評価したかについて研究したものにおいても、当事者個人の心理過程のみに注目しており、相手方や弁護士等の他者とのコミュニケーション作用は重視されていない [Lind & Tyler, 1988]。

そこで本稿では、紛争処理過程に関与している当事者および弁護士のコミュニケーションに着目する。この点に着眼する理由は、第1に、紛争処理過程における人びとの心理や行動は、一人の個人に還元できるものではなく、人と人との相互作用中に意味を持つものだと考えられるからである。そして第2に、紛争処理過程での人びとの言動は、紛争処理の制度内に限られて機能しているのではなく、制度外での意味づけと繋がりを持つものだと考えられるからである。これらの観点から、弁護士と当事者の事件に対するヨミの違いが何に起因し、結果にどのように影響するかを、申立人およびその依頼を受けた弁護士双方にインタビューして、両者の事件に対する認知のメカニズムを分析する。

仲裁の過程を系統的に分析するには、弁護士と当事者の一方である申立人だけではなく、被申立人、被申立人の弁護士、仲裁人等も含めて、当該仲裁に関わった全ての人がある事件をどのように理解し、評価しているかを、時間経過に伴う変化も対象に含めて調べる必要がある。しかし残念ながら、本研究では、時間および資金的コストの制約が大きかったことから、申立人とその弁護士を対象を限定した。仲裁過程に関わる全ての人に対するインタビューも行い総合的に仲裁事件の全貌を分析することは今後の課題である。

2 モデル

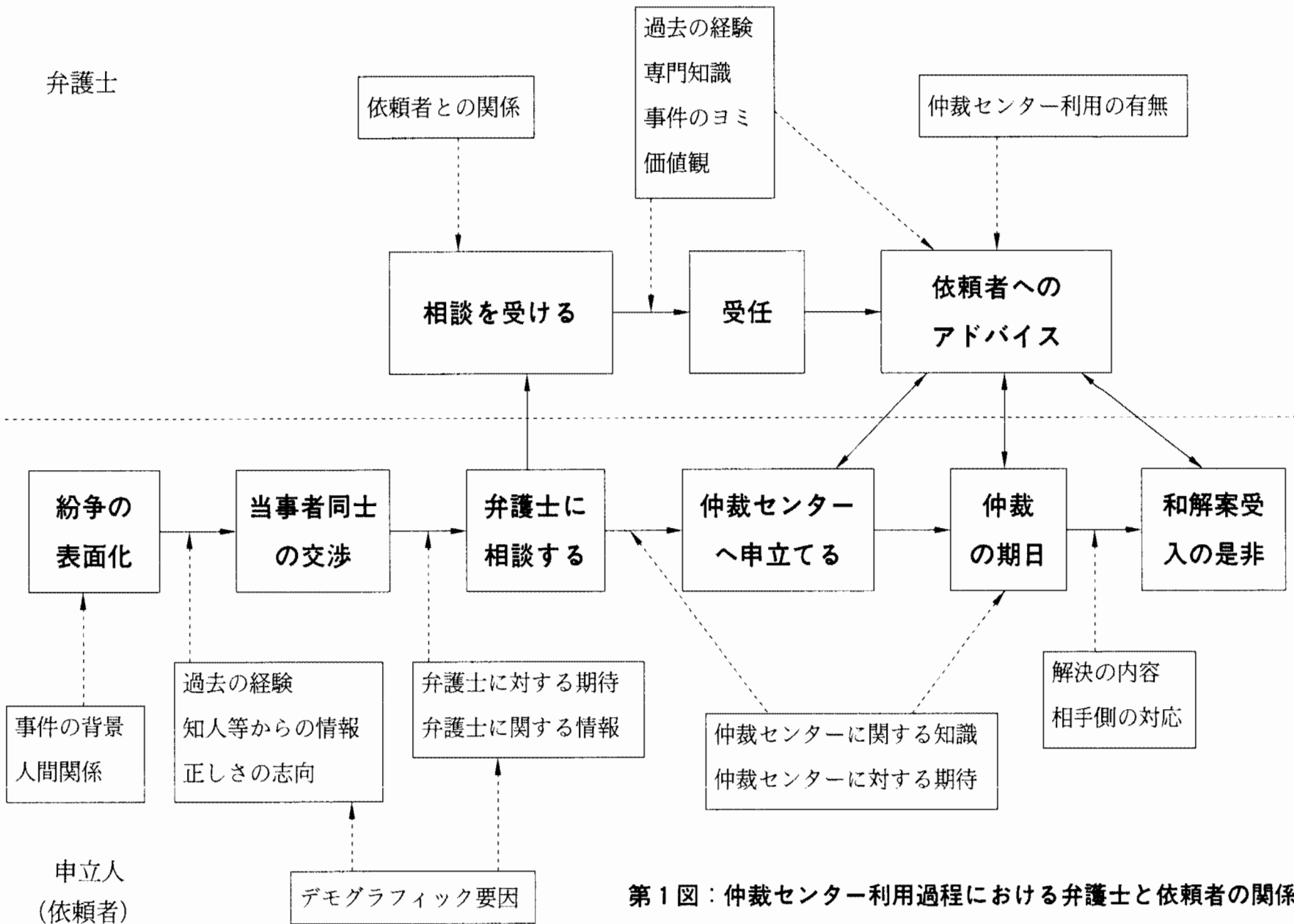
仲裁センターを利用する際の弁護士と申立人の意思決定過程をモデルとして示した(第1図参照)。この意思決定モデルでは、弁護士と申立人である依頼者の相互作用が結果にどのような影響を与えるかということに焦点

を当てている。

このモデルを簡単に説明する。まず申立人の意思決定を時系列的に見ると、紛争が表面化し、過去の経験、知人等からの情報、自己の価値観等を踏まえて、当事者同士で交渉を行う。そこで問題が收拾しない場合、法律相談等を通して仲裁センターを利用するに至る。仲裁センターに事件を持ち込むか否かの決定には、仲裁センターに関する知識やそれに対する期待が影響している。仲裁センターへ申し立てた後、申立人は弁護士のアドバイスを受けながら、数回の期日中に仲裁案の内容や相手側の対応の仕方を見て、和解案を受け入れるかどうかを決める。

他方、弁護士の側からすると、仲裁センターを利用する経緯は次の通りである。まず直接に、あるいは法律相談を通して依頼者から相談を受ける。弁護士は過去の経験、専門知識、事件のヨミ等を考慮して、その事件を受任するか否か、かつ仲裁センターを利用するか否かを決める。弁護士は過去に仲裁センターを利用した経験を踏まえて、和解案を相手側と調整しながら、和解案を受け入れるか受け入れないかについて依頼者にアドバイスをしていく。

本研究で調査を行った岡山仲裁センターにおいては、当事者に弁護士が全く付かなかったケースが半数を越えている。具体的な数字を挙げると、平成9年の3月から10月末の間に申し立てのあった事件76件のうち、申立人だけに弁護士が付いた事件は19件、被申立人だけに付いたケースは8件であり、両者に付いたのが6件、と当事者の少なくとも一方に弁護士が関与したケースは合計33件に過ぎない [岡山仲裁センター, 1998]。つまり残りの43件には全く弁護士が関わっていないのである。しかし本研究では依頼者と弁護士の相互作用を分析の対象とするため、あえて弁護士が付いた事件を選択した。



第1図：仲裁センター利用過程における弁護士と依頼者の関係

3 質問紙の内容

このモデルに対応するように、当事者とその弁護士それぞれに対する質問紙を作成した。

まず申立人である当事者に対する質問は、①仲裁センターに持ち込んだ事件および仲裁センターに関する質問（問1，問2，問3，問4，問5，問6，問7，問8，問9，問17），②依頼した弁護士に関する質問（問10，問11，問12），③相手方や仲裁人に関する質問（問13，問14，問15，問16）の3つに分類できる。詳しくは本稿末の付録1を参照して欲しい（以下，この質問紙を「当事者用」と略す。）。

次に弁護士に対する質問は主に、①事件に関する質問（問2，問5，問6，問7，問8，問9，問12，問18），②依頼者に関する質問（問1，問3，問4，問10，問11，問13，問14，問15），③相手方や仲裁人に関する質問（問16，問17），④その他（問19）から構成されている（本稿末の付録2を参照のこと。以下，この質問紙を「弁護士用」と略す。）。

4 調査対象・方法

1997年12月より1998年1月にかけて、岡山仲裁センターの利用者および利用者の弁護士を対象にインタビュー調査を行った。本稿で取り上げるケースは、遺留分減殺事件（以下「ケース1」と略称する）、通行地役権請求事件（同，ケース2）、交通事故に基づく損害賠償請求事件（同，ケース3）、賃貸借契約解除事件（同，ケース4）の4つである。⁽²⁾これらの事件のうち、ケース1，2，4については近隣関係，家族関係が関係している事件である。

ただし事件の選択はインタビューを受けてもらえるかどうかを優先したので、無作為なものではない。この4つのケースの分析結果をどれほど一

般化できるかということにはさらなる検討が必要である。また、これらのインタビューは仲裁センター利用後に行ったものなので、弁護士、当事者ともに事件を回顧的に語っている。そのため自己正当化したり、自分自身が納得するために、事件の原因の帰属にバイアスが掛かっている可能性は否めない [蘭・外山, 1991]。事件の進行と平行してインタビューを行い、このようなバイアスを回避することも今後の課題である。

なお調査者は1997年度の香川大学法学部法社会学演習受講者8名である。

5 分析結果

これらのインタビューの結果を、申立人の法意識、仲裁結果の成否による差異、弁護士と当事者のコミュニケーションの3点から検討した。

(1) 申立人の法意識

インタビューを行う前は、申立人は他人の目を気にするなど紛争について消極的、抑圧的な態度を持つため、事件についてインタビューすることはそもそも困難なのではないかと考えていた。しかし実際にインタビューを行ったところ、申立人の紛争に対する態度は、当初の予想と異なっていた。

まず各申立人に仲裁センターを選択した理由を尋ねた。こちらの提示した種々の理由に順位を付けてもらったところ、「第三者に紛争のことを知られるか否か」（当事者用問6）という選択肢については全てのケースの人が低い順位を付け、他人に知られることは気にしないと答えた。さらにそのような順位づけをした理由を尋ねたところ、「皆が知っているので」（ケース2、ケース3）、あるいは「後ろめたくないので人に知られることは意識しない」（ケース4）ということであった。

さらにインタビュー前は、申立人のプライベートの観点から必要に応

じて個室でインタビューする予定であった。しかし、4 ケース中3 件については喫茶店やレストランで、残り1 件は自宅において長時間インタビューを行うことができた。このようなインタビューに対する申立人の対応の仕方は、各自にとって事件が隠すべき対象でないことを意味していよう。

以上のように、申立人は自分にとって重要な出来事である仲裁センター利用事件を人に話すことに躊躇いはみられなかった。申立人が自分の問題を他人に話すという行動には、そうすることによって自分に共感してもらい、自分の主張の正当性を強化したいという心理的な働きが見られる。そこには自分にとって正しいことを主張することに躊躇する姿はない。日本人の紛争意識は一般に法意識が低い、あるいは争いごとを好まないと言われているが[川島, 1967], これら4 ケースの分析においては、一旦争いごとを公にした以降は必ずしも当てはまらないことが示唆されている。

ではこのような主張を持った申立人はどのような過程を経て、仲裁案を受け入れたりあるいは受け入れなかったりするのだろうか。この疑問に答えるために、仲裁が成立したケースと不成立のケースを比較した。

(2) 仲裁結果の成否による差異

仲裁が成立したケースと不成立であったケースを比較し、申立人および弁護士の回答の傾向を調べた。その結果から、①不成立であったケースでは訴訟志向が強いこと、②不成立のケースの方が当事者の感情の葛藤が強いこと、の2 点が読み取ることができた。

(i) 訴訟志向の強さ

本稿で扱う4 つの事件のうち、仲裁が不成立であった事件はケース1 とケース2 である。

[ケース1] まず仲裁センターを選択した理由について尋ねたところ(当事者用問5), ケース1 においては「自分の主張が認められると思った。白黒をはっきりさせたい。」ということであった。次に事件を解決しようと

する際に重視したことを尋ねたところ（当事者用問6）、第1に「自分の主張が認められるか」、第2に「法律的に正しい判断が欲しい」とし、第3に「時間が掛るかどうか」ということを挙げた。「相手との話し合いを持ちたい」という項目はその他を含めた7項目中、最下位であった。このようにケース1においては仲裁センターを利用しながらも訴訟志向が強いと言える。

〔ケース2〕 ケース2においては、仲裁センターを選択した理由として「時間やお金のかからないところと聞いたので」と回答している。しかし、このケースは当初訴訟をしたいということで、弁護士のところに持ち込まれた事件であった。

これに対し、仲裁が成立したケース3とケース4では、上記の2ケースと異なる様相を見せ、申立人は訴訟を行うことについて積極的な発言はしていない。

〔ケース3〕 ケース3の当事者は、裁判で係争中であった自分の別の事件と比較した上で、①裁判は平日に呼び出され会社を休まなければならない、これ以上休みをとりたくない、②どちらが悪いかが明白であった、③早く解決したかった、との理由で仲裁センターを選択したと回答した。このケースでは、ケース1やケース2に見られる訴訟志向は見受けられない。

〔ケース4〕 ケース4においては、①裁判と比べて円満、迅速、コストが安い解決、②時間とお金が掛かるか否かという点から、仲裁センターを選択している。このケースでも裁判所と対照的な選択肢として仲裁センターを利用している。

仲裁が成立したケースと不成立であったケースを比較すると、不成立ケースの申立人は訴訟に対する関心を潜在的に強く持っていた事件であったと言える。潜在的に訴訟志向の強いケースであるか否かを見極めることは容易ではなく、そういったケースが持ち込まれたときどのように対処するかが、仲裁センターの在り方を考慮していく上での課題であろう。その問題を考える手掛りの一つは、紛争処理における当事者の心理的葛藤に着目

し、それがどのような構造を持つかを分析することである。

(ii) 当事者の葛藤

申立人に相手方に対する評価(当事者用問 14)、相手方の言い分(当事者用問 15)、相手側との今後の関係(当事者用問 16)を尋ね、相手側との感情的な関係が仲裁結果に影響を与えているか否かを調べた。

[ケース 1] このケースでは、相手を「信頼できない。言い分が分かってももらえず、譲歩も感じられなかった。」と評しており、これらの回答は相手との話し合いのために共通の基盤ができていないことを示している。さらに、相手側の言い分については「理解できたが納得できない」とし、相手との交渉がもつれていることを暗示している。さらに事件に関する説明において、30年あまりに渡る相手との関係や、複雑にこじれた感情的な問題を詳細に回答している。

[ケース 2] このケースでも、相手を「信頼できない。公平さがない。言い分は聞いてくれない。期待に答えてくれない。全体として相手方は嘘吐きだ」と述べ、事実関係や法的関係だけでなく、感情的にもこじれていたことが示されている。さらに相手の言い分についても「理解できない。答弁書に書いてあること全てが理解できない。」と回答した。相手との将来的な関係についても「よくなる。結果如何にかかわらずしこりが残る。たとえ和解で終わっても、関係はあまりよくなる。」と回答し、相手方と感情面でもこじれていることが繰り返し示されている。

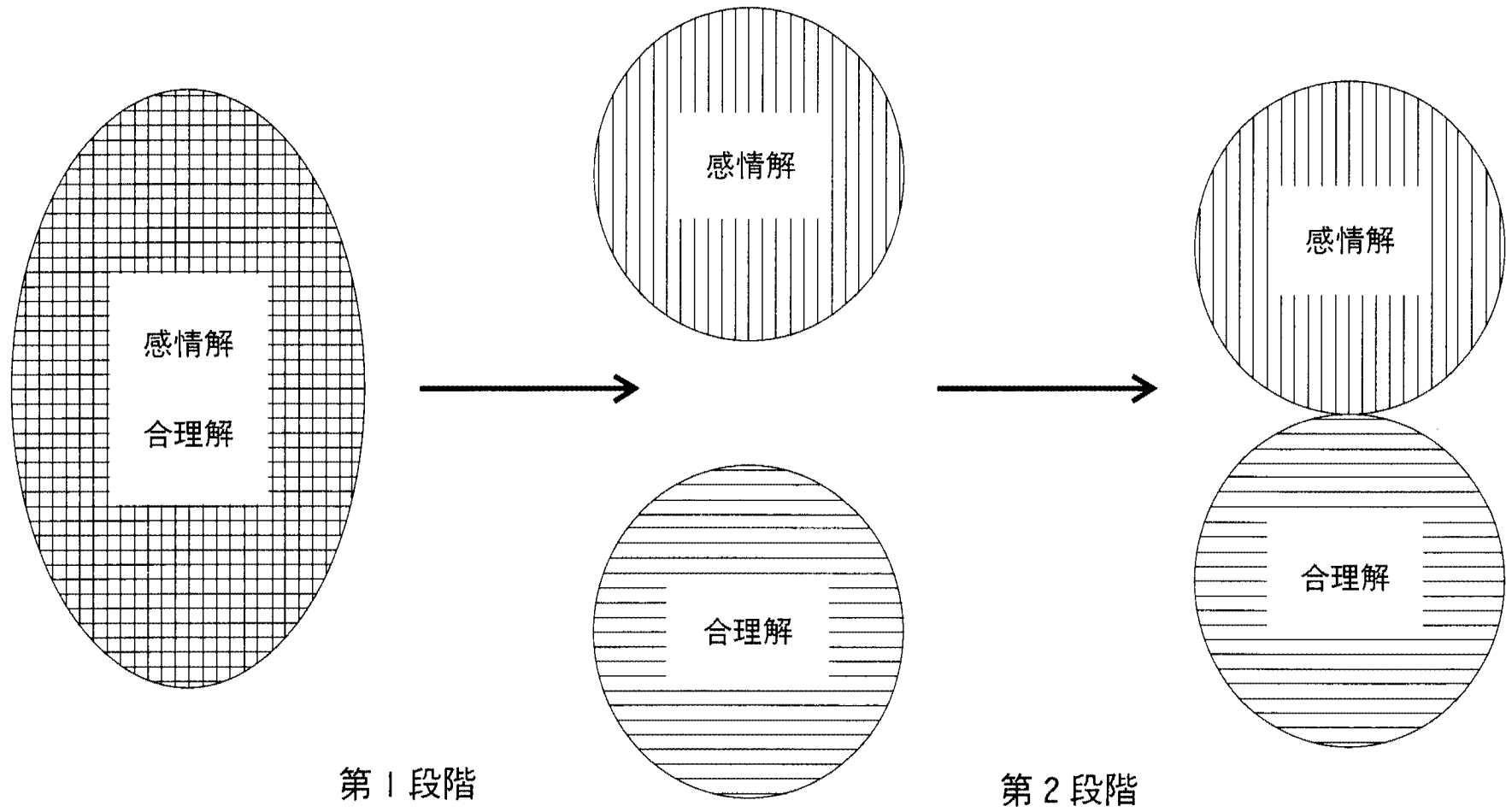
[ケース 3] ケース 3 においては、相手の態度を「信頼できない。公平でない。言い分を聞いてくれなかった。期待に答えてくれなかった」と回答している。さらに相手の言い分は「理解できなかった。相手は『規定外なので』と繰り返すだけだった。」としている。ただケース 3 は交通事故の損害賠償請求事件であり、実質的な交渉相手は保険会社であったため、保険会社との今後の関係については「関係ない」と答えている。また交通事故を起こした相手の人自体については感情的になっていない。そのため、

ここではケース1, 2と同じく交渉相手である保険会社を「信頼していない」と答えているが、それらのケースに比べて感情的なこじれも少ない。

〔ケース4〕 このケースは他の3つのケースとは著しく異なる反応を相手に対して示している。相手を「言い分もよく聞いてくれる普通の人」と評し、その言い分についても「全面的に理解できた」としている。さらに今後の相手との関係についても「お互いに納得のいく結果だったので、今まで通りの関係」であろうと回答している。ケース4の回答には、感情的なこじれは見られず、この事件が仲裁センターに持ち込まれるような「紛争」となったかが不思議に思えるほどスムーズに終結している。これらの申立人の態度に差異が生じた理由は、ケース4の両当事者は近隣関係であったが、実質的な争点が不動産の評価額という金銭的なものであったため、感情的なもつれがほとんど見られない事件であったためであろう。

以上、4ケースのインタビューから、申立人の紛争に関する心理的な対象は2つの側面で構成されていると言えよう。その2側面とは、当事者の感情的な部分と、コスト・ベネフィット計算等の合理的な部分である。この2側面の関係を、紛争過程沿って考えた場合、2つの段階から構成されていると考えられる（第2図）。

第1段階は、感情的な問題と合理的な問題が混交した状態から、両者を切り離す過程である。たとえばケース1では、遺産相続の遺留分をめぐる、もつれた人間関係をめぐる事件の感情的な側面と、法律的に正しい判断が短期間で欲しいといった合理的な側面が回答の中に混在している。ケース1では、当事者の事件に対する心理的な葛藤は弁護士への評価にも現れており、「信頼できるが、公正証書遺言に対する態度には難点がある」という形で吐露されている。



第2図：紛争過程における人の認知上の葛藤

一方で当事者の感情と合理的な解決の分離が行きすぎた場合、当事者の日常感覚から離れた解決との非難がされることもある。たとえば感情解と合理解を分離する過程で、感情解は無視して合理解の部分だけに注目した場合、「情がない」言った評価として現れる。そこで第2段階では、一旦分離し別なものとされた感情的な側面と合理的な側面を再び近づける努力がされる。つまり裁判外紛争処理の眼目として、「日常感覚に添った解決」と表現される解決を模索する段階である。第2段階の解決がうまくいった例としてはケース4が挙げられる。ケース4の申立人は「円満、迅速に解決する」場として仲裁センターを選択しており（当事者用問5）、仲裁案に対しても「円満に買い取りになり満足している」（当事者用問8）と述べ、感情解的にも合理解的にも当事者にとって満足した解決であったと言える。

ただし、第2段階は第1段階を経てのみ、成立するものであると考えられる。つまり感情解と合理解の混交状態から両者を分離するにあたって、両者をいきなり適度に離すことは困難である。まず両者を完全に分離した上でそれぞれの解の対象が異なるものだと認識する必要がある。それを踏まえた上で両者の適度な再接近が可能になる。日常感覚に即した解決を考える場合、このモデルの第2段階の部分のみが注目されてきた傾向が強い。しかし第2段階のみを過度に強調することは、感情的なこじれを持っている当事者を、判断が非合理的な人として相手しない危険性を孕む。紛争当事者で感情的にこじれていない人は少なく、またそういった人を識別して排除することは不可能である。もしそれらの人が第2段階に主軸をおいた制度を利用したとき、自分の事件の仲裁案に不満を持つだけでなく、仲裁制度自体にも不満を持つ可能性がある。たとえばインタビューの中でも、最も感情的にもつれていた申立人は仲裁センターを100点満点中20点の評価しか与えていない。

これらの感情解と合理解が混交した状態の当事者が仲裁の射程に入ってきたとき、どのようにその事件に対処すればよいのであろうか。そのとき大きな役割を果たしていると考えられるのが、当事者と弁護士のコミュニ

ケーションの方法にあると考えられる。

(3) 弁護士と当事者のコミュニケーション

最後に弁護士と当事者のコミュニケーションが、両者の事件に対する評価や、結果の予測に与える影響を分析した。まず弁護士と申立人である当事者がどのような情報を交換しているかを尋ねた上で、互いや事件をどのように評価しているかをインタビューした。4つのどのケースにおいても仲裁センター利用開始後も、申立人は弁護士と相談している。

[ケース1] ケース1で、申立人が弁護士から仲裁センター利用中に受けたアドバイスは(当事者用問10)、①「公正証書遺言は覆せない。」、②「土地の価格が無料で分かる」というものであった。申立人はこのアドバイスを「理解できた」と回答しながらも、「公正証書遺言があるため弁護士自身が諦めている」とも述べている。さらに弁護士に対しては「弁護士とは長年の知り合いであり、信頼できるが、公正証書遺言に対する態度には難点がある」と、弁護士の法情報を受け入れていない態度を示した(当事者用問12)。

ケース1の弁護士は、申立人である自分の依頼者に対して「公正証書遺言があるので勝ち目はほとんどない。それでもいいのなら」と引き受けている(弁護士用問9)。事件に対しては「仲裁案では30万円との評価であったが、相手方と互いに譲歩して50万円で終わらせた方がよいとアドバイスした」としている(弁護士用問12)。さらに、自分の依頼者のことを「知ってはいるがあまり親しくはない」と答えており、申立人の認識と差がある(弁護士用問1)。以上のようにケース1においては、事件に対する法的評価や実効可能な対処方法について、弁護士と申立人間に認識がズレている。

[ケース2] ケース2において、申立人自身が受けたアドバイスは「(申立人がよくしゃべるので)相手側に近寄るなど言われた」と述べている。さらにこのアドバイスに対しては「理解できた。プロが言ったので信頼で

きる。」とし、「弁護士とは以前からの知り合いだったので、最初から信頼している」と回答している。事件の対処方法についても「プロが言ったので信頼できる」としている。

ケース2の弁護士は、申立人に対しては「裁判は黑白をつけるだけだが、事案によっては話し合いと譲り合いによって腹八分の解決をしてもよいのではないか」と説明している。事件に対しては「全面勝訴は困難だと思う」と述べており、申立人との認識の微妙なズレがここでも見られる。申立人との関係については「依頼を受けるまでなかった。」⁽³⁾としている。

[ケース3] ケース3で申立人が弁護士から受けたアドバイスは「金額がこれくらい貰えるという内容のもの」であり、そのアドバイスをそのまま受け入れている。さらに「弁護士とは親しい関係であり、非常に信頼できた。公平であった。期待に答えてくれた」と回答し、弁護士との緊密な関係が述べられている。

ケース3の弁護士は、当事者に対しては「仲裁センターでは弁護士が仲裁人になっているから、調停で解決するのと大差はないであろう。早期解決を図るのに最適である」とアドバイスしている。事件に対しては「早期解決ということに対しては十分答えることができた。また保険会社が提示した額より3割以上多く賠償が得られると考えたが、それ以上にどれくらいまで賠償金が貰えるかということは不明であった。」と述べている。依頼者との関係については、親しい知人の家族であるとし、親密な関係にあることを述べている。

[ケース4] ケース4において、当事者が受けたアドバイスは「相手とのやり取りは全て報告すること。家屋の写真をとっておくこと。」というものであり、このアドバイスに対して「理解でき、よいと思った」と述べている。弁護士に対しては「円満で迅速な解決というこちらの言い分を聞いてくれ、よくやってくれている。全面的に信頼した。押し付けはなかった。ただし請求書の見積を早く出して欲しかった」と回答している。

ケース4の弁護士は、申立人に対しては「仲裁センターは迅速解決、コ

ストが安い、仲裁人が弁護士なので柔軟に解決することができる」と説明している。事件に対しては「どこに事件を持ち込んでも何等かの形で申立人側が勝ち筋の事件だというヨミがあった。円満に解決することを望んでいたので仲裁センターを利用した。」と回答している。さらに申立人との関係については、「以前からはなかった」と述べている。このケースにおける弁護士と申立人のコミュニケーション状態は良好であったと言えよう。

以上をまとめると、①仲裁が不成立であった事件では、成立した事件に比べて、感情解と合理解の分離がうまくいっておらず、②不成立の事件においては、弁護士と申立人が回答する事件の評価に多少のズレが見られ、当事者の認知上の葛藤を低減させるのに、弁護士は大きな役割を果たしているといえよう。すなわち第2図において、弁護士と当事者のコミュニケーションが良好でなく、第1段階における当事者の感情解と合理解の分離作業がうまくいかない場合、仲裁が不成立になる可能性が高いとの仮説が立てられる。このように紛争処理を当事者の視点から捉えるならば、紛争解決とは当事者が心理的にどのように問題を消化するかということだと言えよう。

6 考 察

インタビューの分析結果によると、第1に、すくなくともインタビューの回答者は、各自が決断する際には自分にとって好ましいと考えられた手段を選択しようとしている。彼らは人目を気にしたり、社会規範から抑圧を受けて自分の意思を曲げたりと言った態度を示していない。その意味で当事者は自律しており、弁護士からの情報を判断しようとしている。

第2に、仲裁の成否により申立人である当事者の態度に差異が見られた。仲裁が成立した場合は感情的なこじれが小さく、弁護士とのコミュニケーションが良好で、両者の事実認識および判断の齟齬は小さかった。他方、仲裁が不成立の場合は訴訟志向が強く、感情的なこじれも強い傾向にあっ

た。さらに当事者と弁護士の間には、事実認識および結果の予想に関して食い違いが見られた。

このように仲裁の結果は、申立人と弁護士間のコミュニケーションの良し悪しが大きく影響していると言えよう。別の言い方をすれば、仲裁における紛争処理過程は弁護士と申立人のコミュニケーションの過程として捉えることができる。では、弁護士と当事者間のコミュニケーションの良し悪しを決めているものは何であろうか。その1つは、紛争処理に関する両者の認知枠組みがどれだけ共通した基盤を持っているかによると思われる。

もし相手の認知枠組みにそぐわない形で情報が伝えられたなら、弁護士が申立人に法的に正確な情報を与えていたとしても、申立人は態度を硬化させてしまう場合もある。たとえばケース1の中では、申立人の感情的なこじれが強い場合に、弁護士が合理的な判断を重視したコミュニケーションを行ったために、申立人は「弁護士の公正証書に対する態度に難点がある」と弁護士のコミュニケーションを不適切なものと評価している。

インタビューの分析結果に基づくと、弁護士の事件に関する認知枠組みの特徴は、第1に過去の事例という枠組みに基づく、抽象的一般論だという点である。弁護士は過去の事例に基づいて当該事件を認識し、それによって事件を評価した結果を当事者に伝えているのである。第2に、それは論理的かつ合理的な判断であり、個々の申立人の感情部分に対する配慮は多くの場合、対象に含まれていない。これらの認知枠組みに基づいた結果、弁護士は仲裁の手続きに対して合理的あるいは理念的に配慮し、その中に感情的な部分を持ち込まない傾向にある。

一方、申立人の事件に関する認知枠組みの特徴は、第1に申立人にとって多くの場合、自分の事件は過去に経験したことがない特殊事例であるということである。そのため申立人は自己に可能な方法で情報を集め、その時点で自分に最善と思われる判断を行おうとする。申立人にとっては自分のケースを過去の事例の延長線上に位置づけて一般化することは困難であ

る。第2に、申立人は事件に関する種々のことを判断するにあたって、感情解と合理解との狭間で揺れている場合が多く、ケースによっては合理解よりも感情面が重視される。申立人にとって感情面に関わる解決は仲裁の過程に限定されるものではなく、仲裁の過程外での相手方や弁護士とのコミュニケーションも含めて裾野の広い範囲を含んでいる。すなわち申立人にとって紛争処理の手続きとは、当該紛争処理の制度外での弁護士とのやり取りも含めた事件に関わる全般を対象にしたものだと考えられる。

さらに弁護士と申立人の認知枠組みは、弁護士、申立人、一人一人によって異なってくるので、たとえ同じ内容の情報を弁護士が与えていても、申立人によってその反応は異なってくる。

このように弁護士と依頼者である申立人の認知枠組みの構造に差異がある場合、どのようなコミュニケーションの方法があるのであろうか。1つの方法として、合理解のみに焦点を当てたコミュニケーションがある。この方法では弁護士は自分の依頼者に、客観的な事実や合理的な判断を伝える。弁護士は依頼者の感情解に拘る部分に敢えて関知しない形でコミュニケーションを行うため、合理解を強く求める依頼者にとって最適であり、事件の終結もスムーズであろう。ただしこのコミュニケーションの方法では、潜在的にせよ訴訟志向の強い事件や、感情解と合理解が融合した状態（第2図の第1段階）の事件は、当事者が妥協しない扱いにくい事件とみなされる。

これに代わる方法として、合理解と感情解両方を射程に含めたコミュニケーションがある。この方法では弁護士が依頼者に法情報を伝える際に、依頼者の感情解と合理解を整理し、分離する作業を行うのである。そこで重要なのは、弁護士と依頼者が事件認識においてできるだけ共通枠組みをもつことである。ただし共通枠組みを持つということは、相手をただ単に受容することでもなく、相手に同情したり、その気持ちをそのまま受け取るということではない[角田, 1998]。両者が同じ判断枠組みを可能な限り共有し意思疎通できるようした上で、弁護士が合理的客観的な情報を与え、

依頼者の自律的な判断を引き出すコミュニケーションである。

しかしこの方法は弁護士の負担が重くなる上に、肝心の感情解と合理解の分離が成功しない場合もある。たとえば、弁護士が依頼者の感情解に配慮するつもりで、申立人に「仲裁は譲り合いの場であり、白黒をつけるのではなく、腹八分で。」と言ったとしても、感情解を強く求める申立人は、自己の感情への実質的な配慮と受け取らず、定型化された説得を受けたとしか理解しないであろう。

そこで制度的なコストが掛かり、かつ迅速な処理も犠牲にしなければならないが、感情解に関わるコミュニケーションを別の専門家が分担する方法も考えられる。たとえば専門のカウンセラーが申立人にカウンセリングをしたり、あるいは申立人に作文を書かせるなどの方法で自己客観視を引き出す方法も有効であろう。感情解と合理解が融合している場合はそれを一旦切り離した上で、申立人にとって適切な解を模索することが、申立人が納得するための方法の一つであろう。その意味で岡山弁護士会が試みているカウンセリング研修は意義が高い。

紛争処理過程を心理的側面から捉えた場合、申立人と弁護士が情報交換を行って共通した認知枠組みを形成することが重要だと言えよう。弁護士は、申立人が合理解と感情解が混交した状態で模索している際に、法情報を媒介しながら両解を分離する役割を担っている。

裁判外の紛争処理において、当事者の納得するか否かという心理的側面を強調するならば、その解決が正しいか否かという判断は、あくまで当事者の主観的なものを基準に判断せざるを得ない。つまり弁護士の専門家としての判断は、「正しい解決」という結果として現れるのではなく、「その判断をいかに当事者に伝えたか」という形でしか、当事者の主観世界には反映できないと言えよう。

付記

本調査にあたっては岡山大学法学部の山田文助教授，鷹取司弁護士をはじめとする岡山弁護士会の方々，岡山仲裁センターの利用者から多くの助力を得た。ここに謝意を表明しておきたい。

注

- (1) 弁護士と当事者の関係を取り上げたものとしては，サラットの研究や樫村の研究がある。[サラット，1996；樫村，1996]。
- (2) 実際にインタビューしたのは5ケースである。ただし，5つ目のケースは(1)インタビューの当事者が被申立人であること，(2)被申立人が株式会社であること，の2点から，本稿の分析から除外した。そのケースについては別稿に譲りたい。
- (3) インタビュー後の弁護士の説明によると，「過去に逢ったことがあるようだが，多数の中の一人としてしか認識していなかったため，このように回答した」とのことであった。

引用文献

- 蘭 千壽・外山みどり編 (1991) 『帰属過程の心理学』ナカニシヤ出版
- 角田 豊 (1998) 『共感体験とカウンセリング』福村出版
- 樫村志郎 (1996) 「法律相談における協調と対抗」 棚瀬孝雄編 『紛争処理と合意』 ミネルヴァ書房，209-234 頁。
- 川島武宜 (1967) 『日本人の法意識』岩波書店
- Lind, L. A. & Tyler, T. R. (1988) *The social psychology of procedural justice.* New York : Prenum Press.
- 岡山仲裁センター (1998) 『岡山仲裁センターの実績報告 (平成10年3月23日)』
- サラット，オースティン (渡辺千原訳) (1996) 「和解における合意と権力」 棚瀬孝雄編 『紛争処理と合意』 ミネルヴァ書房，195-208 頁。
- 棚瀬孝雄 (1996) 『紛争処理と合意』 ミネルヴァ書房

付録 1：当事者用質問紙

- 1 あなたが仲裁センターに持ち込まれた事件はどのようなものかをお教え下さい。
- 2 今までにも何か法律が絡むような事件を経験されたことはありますか。
 - 1 はい
 - 2 いいえ

↓

付問 2 - 1 どのような内容の事件でしたか
()

付問 2 - 2 過去に経験された事件においては、どのような方法で解決しましたか。
- 3 岡山の仲裁センターのことを何で知りましたか。
- 4 仲裁センターについて「どのような方法で問題を解決するところ」だとお聞きになりましたか。
- 5 紛争を解決する方法として仲裁センターを選ばれた理由をお教え下さい。
 - 付問 5 - 1 裁判所とはどういうところだと思いましたか。(あるいは使用した経験からお答えください。)
 - 付問 5 - 2 裁判所を仲裁センターと比較したとき、どのような違いがあるとお考えですか。
 - 付問 5 - 3 裁判所については、どなたからお聞きになりましたか。
- 6 この事件を解決するにあたって、どのような事を重視されましたか。以下の項目に順位をつけてください。
 - ① 時間がかかるか否か
 - ② お金がかかるか否か
 - ③ 第三者（知人、近所の人など）に紛争のことを知られるか否か
 - ④ 自分の主張が認められるか否か
 - ⑤ 相手との話し合いを持ちたい
 - ⑥ 法律的に正しい判断がほしい
 - ⑦ その他（具体的に：)

付問 6-1 なぜそのような順位にしたのですか。

付問 6-2 仲裁センターはそれぞれに対してどの位期待に応じてくれましたか。(それぞれ 100 点満点中何点ぐらいですか。)

7 仲裁センターを利用された感想はいかがでしたか。

8 今回の仲裁は成立しましたか。

1 はい →付問 a 仲裁案を受け入れようと思った動機は何ですか。

→付問 b 解決内容はいかがでしたか。

2 いいえ

付問 8-1 仲裁案を最初に聞いたときどう思いましたか。

付問 8-2 その後、仲裁案に対して見方が変わりましたか。
(変化した場合) その理由は何ですか。

9 仲裁センターによる解決の期間についてどう思いますか。

1 遅い 2 少し遅い 3 期待通り 4 少し早い 5 早い

10 その期間中、事件について弁護士と相談しましたか。

1 はい 2 いいえ

↓

付問 10-1 弁護士からどのようなアドバイスをもらいましたか。

付問 10-2 弁護士のアドバイスは理解できましたか。

付問 10-3 弁護士のアドバイスをどう思いましたか。

付問 10-4 そのアドバイスを聞いてから、仲裁案に対する考え方が変わりましたか。

媒介者としての弁護士（木下）

13 仲裁センターを利用してからの当事者の態度に何か変化がみられましたか。

はい いいえ

↓

どのような変化がみられたかお教え下さい。

a 仲裁センター利用開始時：

b 仲裁センター利用終了時：

14 (1) 依頼者は仲裁センターの解決案に対して、はじめどのような態度をとられていましたか。

(2) その後、どのような変化が見られましたか。

15 依頼者が仲裁センターの解決案を受け入れた理由、あるいは依頼者が仲裁センターの解決案を受け入れなかった理由についてどう思われましたか。

16 今回の仲裁に対してどう思われましたか。

付問 16-1 仲裁人に対して、どのような印象をもたれましたか。

17 相手方に対してどのような印象をもたれましたか。（あるいは、どう思われましたか。）

18 今までの経験と比較した場合、今回の結果をどのようにお考えですか。

19 弁護士になられてからの期間をお教え下さい。